

次の各問に答えよ。

(30点)

問1 次の史料のような法が制定されるに至った背景について、応仁の乱後の社会情勢の変化を踏まえて150字以内で述べよ。(15点)

- 一、内儀を得ずして他国え音物書札を遣す事、一向停止せしめ畢ぬ。(中略)
- 一、他国結縁の者、或は所領を取り、或は被官を出し、契約の条、甚だ以て違乱の基たるか、堅く之を禁ずべし。若し此旨に背く輩有らば、炳誠を加ふべき者なり。(中略)
- 一、喧嘩の事、是非に覃ばず成敗を加ふべし。(中略)
- 一、縦へ其職に任ずると雖も、分国諸法度の事、違反せしむべからず。細事たりと雖も、披露を致さず、恣に執行ふ者は、早く彼職を改易せしむべし。
- 注)「炳誠」=明らかにいましめること。

問2 次の文章を読み、鎖国体制確立後も江戸幕府と貿易を行ったヨーロッパの国名を挙げ、江戸時代を通じてこの国が日本国内のどこを拠点としたのか、また慣例として江戸幕府に対して行った事柄について、合わせて150字以内で具体的に述べよ。(15点)

16世紀後半に始まった南蛮貿易は、17世紀に入っても衰えを見せず、ますます盛んであった。創設当初の江戸幕府の外交政策は、徳川家康がイギリスやスペインとの貿易に積極的であったように、平和貿易を奨励しながらも、一方で国内統一の政治理念に適さないキリスト教を禁止するというものであった。しかし家康の死後、幕藩体制が確立していく過程で、幕府による貿易の独占とキリスト教への禁圧は次第に強化され、徳川家光治世下の寛永年間に、いわゆる鎖国体制が確立した。